

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	石油コンビナート等災害防止法に基づく防災規程の変更命令
概要	市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、市町村長等へ届け出た防災規程の変更を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第18条第2項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・石油コンビナート等災害防止法 第18条第2項 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、石油コンビナート等災害防止法第1項に基づく防災規程の変更を命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	